



ヤンゴン大学/名古屋大学 ミャンマー・日本法律研究センター



2011年3月に**民政移管**し、5000万人を超える豊富な労働力と資源を有するミャンマーは、**アジア最後のフロンティア**として世界各国から注目を浴びている。2008年に**新憲法が公布**され、急速に**市場経済化**が推進されており、関連分野の法整備が必要である。しかし、1988年以降2000年まで**大学が断続的に閉鎖**され、法整備に携わる人材育成を強化する**法学教育支援**が大きな課題となっている。2016年には、半世紀ぶりに民主化政権が誕生し、日本企業もミャンマーを投資先として有望視しており、ミャンマー法情報の需要が高まっている。

かつては欧米の経済制裁により、先進国の中では**唯一日本がミャンマーからの留学生を受け入れてきた**ため、ミャンマー政府・大学幹部の多くは日本留学経験者であり、日本のプレセンスは非常に高い。

ミャンマーへの国内外の注目が集まるなか、名古屋大学は、2013年6月、ヤンゴン大学との学術交流協定を締結し、同大校内に**ミャンマー・日本法律研究センター**を設置した。

◆名古屋大学とミャンマー

これまで、名古屋大学は、ミャンマーに対して**人材育成無償支援(JDS)事業**により**市場経済化に必要な法整備のための人材**や、アジア諸国の**ナショナル・リーダー**を養成する**ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)**により**医療行政に携わる人材**を育成してきた。法律分野では、これまで最高裁判所、法務長官府等よりミャンマー留学生を受け入れ、国際経済法、企業法、経済法、知的財産法分野の**人材育成に貢献**している。全学では、すでに80名を超える同窓生を輩出しており、2013年6月には**名古屋大学全学同窓会ミャンマー支部**を設立した。同窓生は政府幹部や大学幹部として各方面で活躍している。



■センター開所式

◆ミャンマー・日本法律研究センター概要

体制 特任講師1名、研究補助員1名

連絡先 電話: +95-(0)1-536628 E-mail: myanmar@law.nagoya-u.ac.jp

住所: Myanmar-Japan Legal Research Center, Ah-Di-Pa-Ti Road, Yangon University Postal Compound, Kamaryut Township, Yangon, Myanmar



■ミャンマー・日本法律研究センター

▼研究交流拠点として

日本では入手困難なミャンマーの**法制度、法運用**などに関する情報を現地法律家の協力を得ながら収集・研究し、名古屋大学における**アジア法研究の現地拠点**としての役割を果たす。また、ヤンゴン大学教員と共同研究を推進し、彼らの資質向上にも貢献する。現在、憲法、会社法などに関する共同研究を実施している。

▼学生交流拠点として

2016年、文部科学省・大学の世界展開力強化事業「ASEANと日本を繋ぐ“グローバル・ソフトインフラ基礎人材”育成プログラム」に採択され、学生交流事業も実施している。ヤンゴン大学から毎年2名長期留学生を受け入れるとともに、名古屋大学から短期研修に参加する学生をミャンマーに派遣し、ミャンマー法を学ぶ機会を提供している。

▼名古屋大学全学の拠点として

名古屋大学とミャンマーとの**共同研究の拠点**として、コーディネートを行う。また、名古屋大学は**アジア人材の育成**に力を入れており、**留学生受入のリクルート活動**や、**日本人学生のインターンシップ受入**のコーディネートを行う。そして、**名古屋大学全学同窓会ミャンマー支部**の拠点としても活用するなど、**名古屋大学の活動拠点**としての役割を担い、日本の各機関とも連携する。



ヤンゴン大学は、1920年に設立された教育省傘下の**ミャンマーで最も古い国立大学**で**国内最高峰の大学**である。約1300名の教員および約5000人の学生が在籍し、基本的には20研究科から構成される**大学院大学**であったが、**2013年12月から学部教育を開始**した。大学院には、国内法コース、国際法コース、海洋法コース、商事法コースがあり、修士号及び博士号を取得することができる。**名古屋大学との学術交流協定は、ミャンマーの総合大学と日本の総合大学との初めての協定**である。